

令和6年度

市 民 税
県 民 税
森林環境税

特別徴収のしおり

特別徴収に関する様式等について

下松市 企画財政部の様式

検索



下松市HP(企画財政部の様式)のURL

<https://www.city.kudamatsu.lg.jp/kouhou/yousiki/kikakuyousiki.html>



下松市役所

KUDAMATSU CITY OFFICE

税務課 市民税係

〒744-8585 山口県下松市大手町3丁目3番3号

TEL (0833)45-1815 (直通)

1 特別徴収制度とは

給与支払者が給与の支払を行う際、給与から市・県民税を差引き、従業員に代わって納入する制度をいいます。

2 特別徴収義務者とは

所得税の源泉徴収義務者が特別徴収義務者になります。特別徴収義務者は、下松市から送達された通知書により毎月定められた税額を給与から差引き、翌月10日までに納入する義務が生じます。

3 従業員のうち下松市に納税義務のある者

令和6年1月1日現在において下松市内に住所（生活の本拠）を有する者

4 特別徴収税額の通知書

- (1) 特別徴収義務者用の通知書に記載されている特別徴収税額に基づき、従業員から税額を徴収してください。
- (2) 納税義務者用の通知書は、該当する従業員にお渡しください。

5 月割額の徴収方法

同封の通知書（特別徴収義務者用）に月割額を記載しておりますので、令和6年6月分から令和7年5月分として従業員の給与から徴収してください。

6 月割額の納入期限

月割額を徴収した月分の翌月の10日までに納入してください。なお、10日が土曜日・日曜日及び祝祭日の場合は、翌日以降の営業日となります。

7 納入方法

同封の納入書に必要事項を記入の上、「8 納入場所」において納入してください。

8 納入場所

- 下松市役所及び各出張所
- 下松市指定金融機関
山口銀行
- 下松市収納代理金融機関
西京銀行 広島銀行 北九州銀行 中国労働金庫
東山口信用金庫 もみじ銀行
山口県漁業協同組合（周南支店）
山口県農業協同組合（旧周南農協の全ての店舗）
- ゆうちょ銀行及び郵便局（中国5県）
（中国5県以外のゆうちょ銀行及び郵便局で納入する時は、12頁にある指定通知書を、納入時に御提出ください。）

9 月割額を納期までに納入しなかった場合

- 督促手数料
納期限までに税金が完納されないときは、督促状を發します。その場合には督促手数料100円を徴収することになります。
- 延滞金
納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）までに税金を完納されないときは、その翌日から完納の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、またはその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。）に年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1%の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が年7.3%の割合に満たない場合には、当該延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については当該延滞金特例基準割合に年1%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合））とします。）を乗じて計算した金額（100円未満の端数があるとき、またはその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。）の延滞金を徴収します。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

●滞納処分

納期限までに税金を完納しないため督促を受け、かつその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにこの税金にかかる徴収金が完納されないときは、滞納処分を受けることになります。

10 退職等による異動があった場合

従業員が退職、転勤、休職等のため特別徴収ができない場合等は、8頁の届出書を御提出ください。

なお、未交付の通知書（納税義務者用）は、届出書と一緒に御返却ください。

11 退職等の場合の未納月割額

令和6年6月1日以降の退職者等の未徴収税額は、地方税法に従い、退職者等から一括徴収されたい旨の申出があった場合は、退職時に一括徴収し納入してください（令和7年1月1日以降の退職者については、申出に基づくことなく、原則一括徴収としてください。）。

なお、一括徴収とせず普通徴収とした場合は、下松市から納税義務者に納税通知書を交付し、納付を依頼します。

12 特別徴収税額の変更

従業員の税額に変更があったときは、特別徴収税額の変更に関する通知書を送付しますので、変更後の月割額を納入してください。

13 特別徴収義務者の住所・名称等変更

特別徴収義務者の住所や名称等に変更があった場合、特別徴収関係書類の送付先を別に指定される場合は、10頁の「特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書」を御提出ください。

14 退職所得にかかる市・県民税の特別徴収

特別徴収義務者は、退職者に退職手当等を支払う場合、所得税と同様に他の所得と区分し、退職手当等にかかる市・県民税額を算出して徴収します。

徴収した退職手当等にかかる税額は、当該月分の月割額とあわせて納入書により納入してください（退職に関する欄の記載が必要。）。

なお、次の者が支払う退職手当等は、所得税の源泉徴収の対象とならないので、市・県民税は課税されません。

- (1) 常時2人以下の家事使用人のみに給与、退職手当等の支払をする者
- (2) 給与、退職手当等の支払をする者のうち、租税条約等により所得税の源泉徴収義務を有しない者

なお、分離課税の対象とならない(1)及び(2)の退職手当等については、他の所得と同様に翌年の市・県民税が課税されます。

(注) 次の退職手当等は、所得税と同様に、市・県民税は非課税となります。

- ① 死亡により退職した人に支給すべき退職手当等で、その人の相続人等に支給されることとなったもの。
- ② 退職した人、又は死亡により退職した人の遺族に対し、退職に伴う転居のために通常必要とされる範囲内で支払われる旅費等。

●退職所得にかかる市・県民税の算出方法

【役員等で勤務年数が5年以下の人】

退職所得 = (退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額)

【上記以外の人】

退職所得 = (退職手当等の収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2
(1,000円未満の端数切捨て)

退職所得にかかる市・県民税 = 退職所得 × 税率

※市民税、県民税それぞれについて計算を行い、その合計額が退職所得にかかる市・県民税となります（100円未満の端数切捨て）。

(1) 退職所得控除

- ① 勤続年数が20年以下の場合
40万円×勤続年数（80万円に満たないときは、80万円。）
- ② 勤続年数が20年を超える場合
800万円+70万円×（勤続年数-20年）

(2) 税率

市民税 6% 県民税 4%

15 審査請求

納税義務者は「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の決定（変更）通知書」に記載された事項について不服がある場合、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内に、下松市長に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3ヶ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して、1年を経過すると審査請求することができなくなります。）。また、処分の取り消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る判決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に、下松市を被告として（この場合において、下松市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この処分の取り消しの訴えは、前記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないとされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3ヶ月を経過しても判決がないとき、②処分、処分の執行、若しくは手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、又は③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないでも処分の取り消しの訴えを提起することができます。

16 その他

(1) 特別徴収の異動についてのお問い合わせ先

下松市 税務課 市民税係

（電話（0833）④51815）にお問い合わせください。

(2) 後頁の届出書等は、当市ホームページからも印刷できます。また、市民税、県民税に関するあらましを掲載しておりますので、合わせて御利用ください。

(3) 納入書に印字のある金額に変更があった場合について

①印字のある金額を横線で抹消する。

②変更後の金額を記入する。

※納入者保管用、金融機関保管用、下松市保管用の全てにおいて記入等を行ってください。

山口県下松市 個人市民税・県民税 森林環境税 特別徴収領収証書 ㊦

市区町村コード	口座番号	加入者名
3 5 2 0 7 1	01590-9-960054	下松市会計管理者
令和6年 7月分		納入金額(1) 円
7000000000		150,000 ①
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入してください。	給与分(一括徴収分を含む)	. . . 2 0 0 0 0 0
	退職所得分
	延滞金
納期限 令和6年 8月13日	督促手数料
(2) 合計額		. . . 2 0 0 0 0 0 ② 億 千 百 十 万 千 百 十 円

※特別徴収の納入についてのお問い合わせ先

下松市 税務課 収納対策係

（電話（0833）④51814）にお問い合わせください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

				年度		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度					
下松市長 宛 令和 6 年 11 月 5 日提出		〔 特別徴収者 給与支払者 〕		所在地		〒730-xxxx 広島市〇区 xx2 丁目 3-4		特別徴収義務者 指定番号		7080007831					
				フリガナ		〇 × カブ シ ギ ャ		宛名番号		4					
				氏名又は名称		〇 × 株式会社		担連 当絡 者先		所属		給与グループ			
				個人番号 又は法人番号		××××××××××××××××		←個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載		氏名		下松 太郎			
								電話		082-xxxx-xxxxx 内線 (7831)					
給与所得者	フリガナ		ヤマグチ ケンタ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法					
	氏 名		山口 景太							73,000 円	31,000 円	42,000 円	異 動 年 月 日 6 年 11 月 1 日	2 1. 退職 2. 退職 3. 死 4. 支払 5. 合併 6. 合 7. そ の 理由	1 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
	生年月日		S59 年 9 月 26 日												
	個人番号		××××××××××××××××												
	受給者番号		〇〇〇〇〇〇〇〇												
	1月1日 現在の住所		下松市□□1 丁目 2-3												
異動後の 住所		同上													

1. 特別徴収継続の場合

新しい 勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号		7070009752 (新規)		法人番号		××××××××××××××××		新しい勤務先へは、月割額 6,000 円 を	
	所在地		〒753-xxxx 山口市〇〇××5 丁目 6-7		担 当 者 連 絡 先		所 属		11 月分 (翌月 10 日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	フリガナ		カブ シ ギ ャ △ △		氏 名		人事課		受給者番号	
	氏名又は名称		株式会社 △ △		電 話		下松 花子		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)	
								083-〇〇〇-〇〇〇〇 内線 (9752)		2 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理 由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和 6 年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出があったため		徴収予定月日		徴収予定額 (上記 (ウ) と同額)		左記の一括徴収した税額は、	
		2. 異動が令和 7 年 1 月 1 日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		月 日		円		月分 (翌月 10 日納入期限分) で 納入します。	

3. 普通徴収の場合

理 由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和 6 年 12 月 31 日までで、一括徴収の申出がないため		※市町村 記入欄
		2. 令和 7 年 5 月 31 日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額 (ウ) 以下である		
		3. 死亡による退職であるため		

記入例 1 特別徴収継続の場合

給与支払報告 給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

				年度		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度			
下松市長 宛 令和 6年10月9日提出		〔特別徴収者〕 給与支払者		所在地		〒744-xxxx		特別徴収義務者 指定番号		7001434004			
				フリガナ		下松市□□1丁目21-21		宛名番号		7			
				氏名又は名称		△△株式会社		担連 当絡 者先		所属		厚生課	
				個人番号 又は法人番号		xxxxxxxxxxxx		←個人番号の記載に当たっては、 左端を空欄とし右詰めで記載		氏名		下松 太郎	
								電話		0833-45-□□□□ 内線 (106)			

給与所得者	フリガナ		ヤマグチ ハナコ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動 年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	氏名		山口 花子							
	生年月日		S59年1月11日							
	個人番号		xxxxxxxxxxxx							
	受給者番号		○○○○○○○○							
	1月1日現在の住所		下松市××9丁目8-7							
異動後の住所		同上								
		円		148,600	6月 9日まで	10月 5日まで	6年 10月 31日	1 1. 退職 2. 退職 3. 死 4. 支払 5. 合併 6. 合併 7. その他 事由・理由	2 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号		(新規) 法人番号		新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を ____ 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。				
	所在地		〒						
	フリガナ		担当者連絡先						
	氏名又は名称		所属 氏名 電話 内線 ()						
				受給者番号		納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要	

2. 一括徴収の場合

理由	1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 10月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。	
			10月25日		98,400円			

3. 普通徴収の場合

理由	1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下である 3. 死亡による退職であるため		※市町村記入欄	

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

		年度		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
下松市長 宛		所在地		〒744-□□□□		特別徴収義務者 指定番号		7071009986	
令和 6 年 8 月 20 日提出		フリガナ		イ リョウ ホウ ジン ○ ○		宛 名 番 号		1	
		氏名又は名称		医療法人○○		担 連 者 先		所属	
		個人番号 又は法人番号		××××××××××××××××		氏 名		経理課 下松 一郎	
						電 話		0833-41-××××× 内線 (198)	

給与所得者	フリガナ	ヤマグチ ゴロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法
	氏 名	山口 五郎							
	生年月日	S63 年 1 月 30 日							
	個人番号	××××××××××××××××							
	受給者番号	○○○○○○○○○							
1月1日 現在の住所	下松市××5丁目7-9		528,500	6 月から 8 月まで	9 月から 5 月まで	6 年 8 月	1 1. 退職 2. 退職 3. 死 4. 支払 5. 合併 6. 少額 7. 不 8. 定 9. 期 10. 散 11. 他 12. 事 13. 由 14. 理 15. 由	3 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
異動後の 住所	同上		円 132,500円	円 396,000円	31 日				

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指 定 番 号	新規 法人番号		新しい勤務先へは、月割額 _____ 円 を _____ 月分 (翌月 10 日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
	所 在 地	〒		担 当 者 連 絡 先	受給者番号
	フリガナ			所 属	
	氏名又は名称			氏 名	
				電 話	納入書の要否 (新規の場合のみ記載)
				内線 ()	<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分 (翌月 10 日納入期限分) で 納入します。
		月 日	円	

3. 普通徴収の場合

理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下である 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄

令和 6 年度 市民税・県民税 特別徴収への変更届出書
森林環境税

特別徴収義務者指定番号
7001434004

◎ 給与所得者を普通徴収(個人納付)から特別徴収(給与から税額を徴収)に変更される場合に提出してください。

令和 6 年 8 月 19 日 提出 下松市長 様			給与支払者の個人番号又は法人番号 × × × × × × × × × × × × × × × × × ×									給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 744-×××× 山口県下松市△△2丁目3番5号			部署名 総務課		通知書発送前の月割額の連絡について
			氏名又は称 ○□株式会社			担当者 下松 一郎												
			代表者の名 ×××× △△△△			電話番号 (0833) 45 - △△△△		必要・不要										
			給与所得者															
給与所得者の個人番号 ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			年 税 額 (ア)			普 通 徴 収 額 納 付 済 額 (イ)			未 納 付 額 (ア)-(イ)									
フリガナ ヤマグチ ジロウ			円			円			円									
氏 名 山 口 二 郎			213,500			107,500			106,000									
生 年 月 日 550 年 3 月 3 日																		
受 給 者 番 号 ○○○○○○○○○○																		
1月1日現在の住 所 下松市 □□1丁目1番1号			普通徴収			2 期分(9月2日納期限)まで納付済みです。			※下松市記入欄									
現 住 所 同 上																		
申 請 理 由 1. 令和 6 年 8 月 1 日入社のため 2. その他()			特別徴収			9 月分(10月10日納期限)から特別徴収します。			処 理 日 整 理 番 号									

※ 普通徴収の納期限を過ぎたものについては、特別徴収への変更はできませんので、必ず本人が納めるように伝えてください。
 ※ この届出書に基づき毎月末日までに特別徴収への切替の処理が完了した者について、翌月の上旬に通知書においてお知らせいたします。
 ※ 既に特別徴収されている場合は、新たに納入書は送付しておりませんので、お持ちの納入書の金額を訂正して使用してください。

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

										年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度				
下松市長 宛 令和 年 月 日提出		〔特別徴収者〕 給与支払者	所在地	〒							特別徴収義務者 指定番号						
			フリガナ								宛名番号						
			氏名又は名称								担連 当絡 者先	所属					
			個人番号 又は法人番号										氏名				
										←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載				電話	内線 ()		
給与所得者	フリガナ			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	<input type="checkbox"/> 1. 退職 <input type="checkbox"/> 2. 退職 <input type="checkbox"/> 3. 死亡 <input type="checkbox"/> 4. 死 <input type="checkbox"/> 5. 支払少額・併 <input type="checkbox"/> 6. 合併 <input type="checkbox"/> 7. その他 <small>事由・理由</small>	<input type="checkbox"/> 1. 特別徴収継続 <input type="checkbox"/> 2. 一括徴収 <input type="checkbox"/> 3. 普通徴収 <small>(本人納付)</small>							
	氏名																
	生年月日	年	月								日						
	個人番号																
	受給者番号						異 動 後 の 未 徴 収 税 額 の 徴 収 方 法										
	1月1日 現在の住所						<input type="checkbox"/> 月から <input type="checkbox"/> 月まで	<input type="checkbox"/> 月から <input type="checkbox"/> 月まで			<input type="checkbox"/> 年 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 日						
異動後の 住所			円			円			円								

1. 特別徴収継続の場合

新しい 徴収 義務 先	特別徴収義務者 指定番号	<input type="checkbox"/> <small>新規</small> 法人番号										新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を			
	所在地	〒							担当 者 連 絡 先	所 属	<input type="checkbox"/> 月分 (翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。				
	フリガナ								氏 名						
	氏名又は名称								電 話	内線 ()		受給者番号			
										納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		<input type="checkbox"/> 右から 番号を 記入		1. 必要 2. 不要	

2. 一括徴収の場合

理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出があったため <input type="checkbox"/> 2. 異動が令和7年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 <input type="checkbox"/> 月分 (翌月10日納入期限分) で 納入します。
		月 日	円		

3. 普通徴収の場合

理 由	<input type="checkbox"/> 1. 異動が令和6年12月31日までで、一括徴収の申出がないため <input type="checkbox"/> 2. 令和7年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下である <input type="checkbox"/> 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄									
--------	---	---------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

記載要領(地方税法施行規則 第18号様式から抜粋)

- 1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。
- 2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。
- 3 「給与支払者(特別徴収義務者)」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者(特別徴収義務者)の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- 4 「給与支払者(特別徴収義務者)」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。
- 5 「給与支払者(特別徴収義務者)」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。
- 6 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。
- 7 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。
- 8 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。
- 9 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。
 - (1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1.特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
 - (2) 退職後5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに、「2.一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。(注 1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。)
 - (3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3.普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。(注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。)
- 10 「1.特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。
- 11 「1.特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。
- 12 「2.一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。
- 13 ※印の欄は、記載しないでください。

特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

◎変更があった場合は速やかに提出してください。

令和 年 月 日 提出 下松市長 様	給与支払者 (特別徴収 義務者)	給与支払者の個人 番号又は法人番号																
		所在地												連絡先	部署名			特別徴収義務者 指 定 番 号
		氏名又は 名 称													担当者			
		代表者の 職 氏 名													電話番号	() -		

変 更 内 容	変 更 前	変 更 後	
フリガナ			
所在地	〒 電話	〒	電話
フリガナ			
送 付 先 (所在地と異なる場合)	〒 電話	〒	電話
フリガナ			
氏名又は名称			
備 考	(1)名称変更 <input type="checkbox"/> 社名変更 <input type="checkbox"/> 法人成り※ <input type="checkbox"/> 個人事業主変更※ <input type="checkbox"/> 合併による変更 ↳合併の場合は登記上の取扱いについて記載して下さい。 <input type="checkbox"/> 旧社名の法人は登記上存続し、社名を変更した <input type="checkbox"/> 旧社名の法人は登記上解散し、別法人に合併された※ ※給与所得者異動届出書(転勤)を別途提出してください。 (2)その他 () ◆該当する理由に☑を付してください。その他の場合は、具体的な内容を()に記入してください。	変 更 年 月 日	令和 年 月 日

※フリガナは、誤読を避けるため必ず記入してください。

市民税・県民税 特別徴収納入申告書（個人事業主用）

(あて先) 下 松 市 長

年 月 日

年 月 分

人員

人

退 職 手 当 等 支 払 金 額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

特 別 徴
収 税 額

市 民 税

県 民 税

地方税法第 50 条の 5 及び第 328 条の 5 第 2 項の規定により
上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。

(特別徴収義務者)

(受付印)

住所又は
所在地

氏名又は
名 称

個 人 番 号

※この様式は、個人事業主が下松市へ提出するためのものです。
金融機関等へは、納入書裏面の「市民税・県民税 特別徴収納入申告書」をお使いください。

年 月 日

郵便局長 様

下 松 市 長



指 定 通 知 書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定により、当市の市民税・
県民税・森林環境税（特別徴収税額）の取扱局に指定しましたから
通知します。

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| 1. 承認番号 | 貯 業 第 1 6 2 2 号 |
| 2. 口座番号 | 0 1 5 9 0 - 9 - 9 6 0 0 5 4 |
| 3. 加入者の名称 | 山 口 県 下 松 市 会 計 管 理 者 |
| 4. 取りまとめ店 | ゆうちょ銀行広島貯金事務センター |

郵便官署の指定について

特別徴収税額の納入に郵便局を利用される場合は、右の指定通知書を郵便局名を記入し、納入時に提出してください。

き
り
と
り

インターネットで簡単手続き

エル タックス
eLTAX 地方税ポータルシステム

地方税の申告、納税、申請・届出などの手続きを電子的に行うシステム。

手続きの詳細は、

<https://www.eltax.lta.go.jp/>